連載・イベント

ふるさと Something NEWS

第43回

落葉帰根・祖国を求めて
――棄民と呼ぶことなかれ

一般社団法人 洸楓座
一般社団法人 efco.jp
代表理事 佐藤 建吉

▼ふるさと哀感

北陸・金沢出身の明治の文学者、室生犀星の次の詩は、誰もが知る。

ふるさとは 遠きにありて 思ふもの／そして悲しくうたふもの／よしやうらぶれて 異土の乞食と なるとても／帰るところに あるまじや／ひとり都の ゆふぐれに／ふるさとおもひ 涙ぐむ／そのこころもて／遠きみやこに かへらばや／遠きみやこに かへらばや

落ちぶれても、ふるさとには帰るべきではないという。共感を得る人もいるであろうし、あるいは、ふるさとこそが、受け入れてくれるところでもあると思う人もいるだろう。

実際、親も逝き、兄弟姉妹も居なく、親戚とも疎遠になった故郷は、通り過ぎるだけの地と化してしまったかもしれない。それは一つの現実ではあるが、コロナの時代には、故郷や地方の意味付けやイメージを変えたり、変わる必要がある。

最近、犀星のふるさと哀感よりも悲しい出来事を、詳しく知った。それを書き残しておこう。

▼コロナ禍浄化を求めて

10月9日、「コロナ禍浄化を求めて」を小題として、「茨木のり子―2020秋『怒るときと許すとき』」と題する舞台イベントを行った。当日は、台風14号到来の空模様で、雨降る夜であった。肌寒いというのが屋外の空気感であった。

屋内は、コロナ禍中での開催であり、参加者は密にならない入場であったが、舞台では、序破急の三部構成として開演された。序では、茨木のり子の詩のピアノ弾き語りと朗読とショートトーク。破では、魅惑的なシャンソンと朗読、さらにはオペラ歌手によるバリトン独唱、そしてピアノ即興曲演奏で、屋内には感動が響いた。最後の急では、室町時代から続く大蔵流狂言の重要文化財保持者・善竹十郎による福笑いで、コロナ禍浄化が神聖化された。参加した人は、途方もない力を得て閉演となった。

この前段行事として行ったのが、『日本人の忘れもの』という映画の上映会である。この映画こそが、日本が祖国である【註1】。

河合弁護士は1944年4月、旧満州で生まれ、終戦時は1歳に過ぎず両親の庇護が無ければ残留孤児となったかもしれないという。それだから中国とフィリピンでは事情が異なる。中国への日本人の満州移民は、満州国の建設のため日本の故郷を捨て新しい故郷を創るという国策により推進された。長野県の大日向村の例のように、国内の人口増加、耕作地不足の対策として満州に新たな大日向村を分村するとして、集団移住が進められた。明らかに国策として行われた。

一方、フィリピン移住の場合は、戦前にマニラ麻の市場開拓、そのため日本人が農場開拓や麻縄産業に就業するため、周辺産業や商売のために民間主導で移民が進んだ。その結果、現地女性との間で子供が生まれ、日本人が活躍していた。ところがフィリピンに日本軍が侵攻し米軍を追い落として、その後米軍が再上陸すると、日本人父親は殺害されたり強制送還されたりし、多くの日系孤児が遺された。その子供たちには国籍がなく、十分な教育も受けられず、貧しい惨めな暮らしが、2世・3世と、世代を超えて今日まで続いている。

▼『日本人の忘れもの』

映画『日本人の忘れもの』では、日本人を父親にもつフィリピンに残された孤児、特に女性について紹介されている。彼女たちは、片言の日本語を話すが、日本人の子であると迫害や被害を受けるので、日本語は使わないで隠れて生きてきた。

日本政府は、ポツダム宣言受諾後、終戦日の前日、8月14日に、現地大使館に「遺留民ハ出来ウル限リ定着ノ方針ヲ執ル」と外電した。これは、日本国は、助けに行かないということを意味した。さらに、満州向けには、8月26日に「満鮮に土着する者は日本国籍を離るるも支障なきものとす」という外電を送って、日本人は、もはや中国人や朝鮮人になりなさいと念押しした。

こうして、日本国は日本人を簡単に見棄て、自助で行きなさいと命じた。現地に残された日本人は、もはや「棄民」扱いとなった。河合弁護士は、これを称して日本国の「棄民体質」と呼んでいる。それは、都合が悪くなると、救済しないという政治判断と理解される。

国籍を持つということは、国は国民を守る責任があり、ゆえに国民が義務を負うということになる。このことは、日本国憲法での権利と義務に係っており、現代社会においては真理であるが、現実との乖離も見られる。

在外における日本人の救済は、国の基本的使命であり、「棄民」などと取り扱うことはできない。現地に残され75年、現地に住みそれ以上に長く暮らしている無国籍扱いの日本人は、正しく措置されなければならない。その法律処置には、日本国や現地国（例えばフィリピンなど）の協力の下、取り扱われる必要がある。河合弁護士は、家庭裁判所に日本人であるという確認資料を提出して認定申請する「就籍」という方法を執っている。これまで、中国残留孤児では1250名以上、フィリピン日系人は236名以上が、日本国籍を取得している。

映画では、中国やフィリピンで暮らしてきた数人が実名で登場し例証。国籍取得に必要な確認資料の発見や抽出・照合、さらに法律手続きなどを紹介している。また映画では、国籍取得が可能になる法律手続きの窓口、日本&現地の弁護士や協力組織の方々の取り組みについて資料とインタビューで紹介している。新聞などのメディアの重要性も知れる。

▼故郷思慕&落葉帰根

国籍を得て日本に住んでも、言葉や年齢、さらには経済的な面で大きな課題が付きまとう。これらについても、幸せに暮らせるように、NPOや団体が組織されている様子を見ることができる。帰国した中国残留孤児は、もはや高年齢になった。

河合弁護士は次の言葉に、彼らの人生の万感を込めている「落葉帰根」。その意味は、「背の高い樹の葉も、いずれは地に落ち、根に帰る。同じく、人も最後には故郷へ帰るもの」である。篤い情感が結果をなす。

感情歌手・中島みゆきは、『樹高千丈 落葉帰根』と題した曲をもつ。その歌詞には、

／…／私は独りが嫌いです／それより戦が嫌いです／…／樹高は千丈／遠ざかるしかない者もある／…／枝よりもっと遥かまで／木の根はゆりかごを差し伸べて／きっと抱きしめる／

とある。木も最後には根をはる大地が、落ちて来る葉を優しく受け止めてくれるものだと歌う。【註2】。

映画『日本人の忘れもの』の予告編から引用（提供：Kプロジェクト）
https://wasure-mono.com/

【註1】河合弘之「日本人の忘れもの」フィリピン残留日本人問題と中国残留孤児問題の異同
http://www.kokusaizenrin.com/zenbun/2019-11.pdf

【註2】中島みゆき「樹高千丈 落葉帰根」